

# 澁川市まちなか空き店舗出店者支援事業 補助金助成内容一覧

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗等改装費（開店に必要な内装工事、外装工事、設備（電気、水道、ガス、空調）工事、その他建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの）を含む。）</li> <li>※設計費、什器・備品等購入及び設置費は対象外</li> </ul>	2 / 3 以内	200万円 以内	事業開始初年度に1回のみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗賃借料（共益費を含む。）</li> <li>※敷金、礼金、駐車場使用料及び契約に関する諸経費は対象外</li> </ul>	1 / 2 以内	月額4万円 以内	営業開始から3年目まで
	1 / 3 以内	月額2万5千円 以内	4年目から5年目まで

## 備考

- 1 算出した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 補助対象事業について、国、県、市及びその他団体等が実施する他の補助制度（融資は除く。）の対象となる場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた金額を算定の基礎とする。
- 3 店舗賃借料の補助対象期間は、営業開始日の属する月の翌月（月の初日に営業を開始する場合は当月）から起算する。
- 4 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を案分して算出する。